

# 地域社会と大学

## ——大学改革の方向と関連させつつ——

北原 靖子・古野 有隣

### (0) はじめに～いま、大学は～

「戦後最大の大学改革が進行中です」。これは1993年12月に文部省高等教育局が刊行したパンフレットの第1ページに記されているキャッチフレーズである(注1)。次のような新聞記事もある。『『大学改革』ブームである。『改革』という言葉には掛け声ばかりが勇ましく実態はなかなか変わらない、というイメージがつかまとう。だが、近ごろやたら増えた大学改革に関連する出版物を見ていると、これはちょっと今までとは違うのではないかという印象を受ける——』(注2)。このように単に大学内部の垣を越えて広く社会的な事象となったとも言える今日の大学改革であるが、「大学」という世界と「改革」の関連の問題から若干の検討を加えてみたい。

### (1) 大学をめぐる改革の推移

一般的に「六三三制」と言われる戦後の新教育体制によって発足した「新制大学」は、明治期に創設された戦前の「旧制大学」とは本質的には異質(大衆大学 vs エリート大学)であるにも拘らず同様な理念と組織構造をもってスタートした。その大学に改革の嵐というか波・ウネリが押し寄せたのが、昭和30年代後半のいわゆる「大学紛争」であった。大学の体質への学生側からの問題提起(非常にシビヤな!)をつきつけられ、どこの大学でも改革案の作成に取り組み、具体化したものも一部にはあったが、「大学の運営に関する臨時措置法」の制定によって学生側の運動が下火になるにつれ、大学側のエネルギーは衰退していった。

これに対して今回の改革は、前記パンフレットに

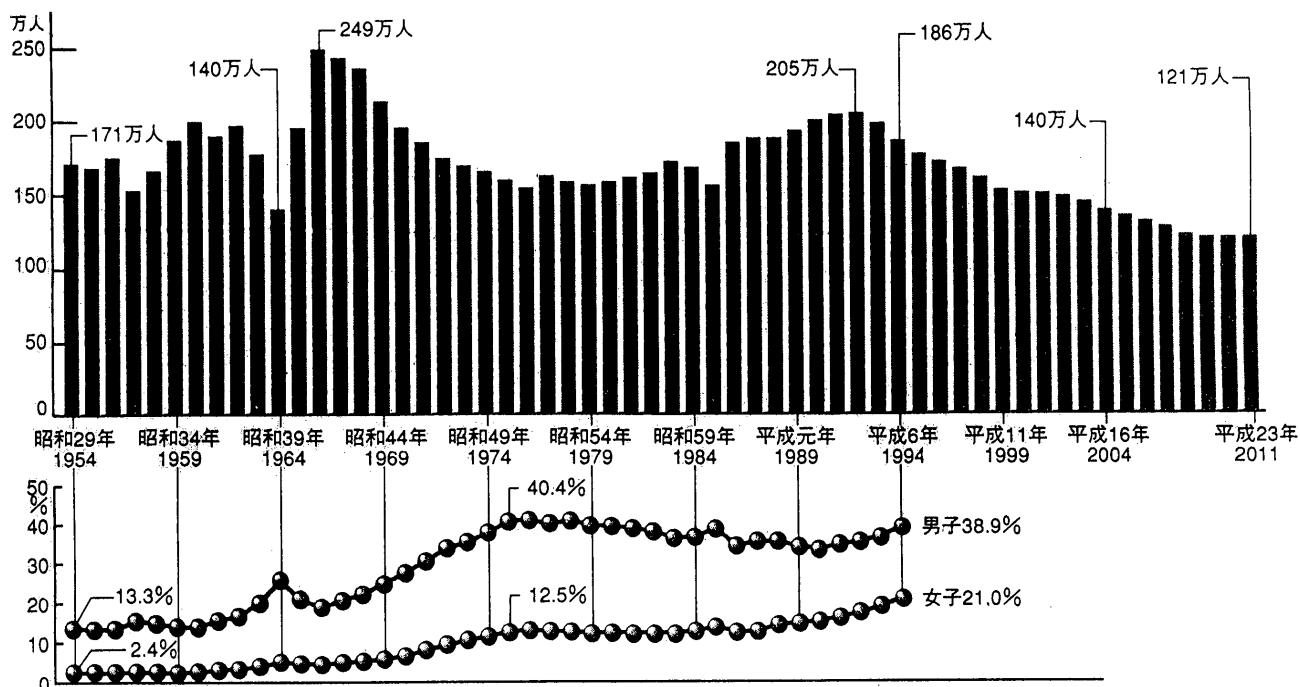
おいて「——このように、多面にわたる自主的な改革への動きが従来見られなかったほど高まっている状況である——」とあるように、非常なスピードで進展している。その差は何によって生み出されたのだろうか。

結論的に言えば大学ないしは大学人の改革への内発性の差のように思われる。つまり、大学の在り方について検討する必要性が関係者のあいだに広く存在していたか否かの差であろう。大学紛争の時期にあっては大学内部にその意識がほとんど生じていない段階で学生側からいわば強圧的に取り組ませられたものと言ってもよさそうである。しかもその取り組みが結実する以前に圧力が衰退してしまったために、何事もなかったかのごとく、旧態にもどっての状態が20年ほど続いて今日にいたったと見ることができよう。

しかしその間大学をめぐる環境には大きな変化が生じていた。「18才人口」及び大学進学率の推移という客観的側面と「女子学生亡国論」とか「大学レジャーランド論」に示されているような大学内部に関わる側面とがある。この両側面の間に関連があることは、(第1図)が示しているように大学進学率が上昇の気運を見せはじめてきた昭和40年代になってから後者の指摘が登場してきたことから明らかであろう。戦後の新教育体制が高等教育の大衆化の第1段階であったとすれば、この時期はさらにそれを加速した第2段階であったと見ることができる。

大学への入学目的の変化という学生側の変化のみならず、教員の側にあっても世代交替が進んだこともあって、変革の道をさぐることの必要感が大学内部に生じつつあったことは間違いない。今回の大学審議会ないし文部省発信の大学改革はそういった土

第1図●18歳人口の推移及び予測（上段）、●4年制大学進学率男女別推移（下段）



壤の上に播かれた種であると言えよう。

## (2) 今日の大学改革の経緯

今日の大学改革の導火線となったのは臨時教育審議会（以下、臨教審と略す）である。1984年（昭和59年）中曽根内閣によって設置され4次の答申を出して1987年に解散したのであるが、その第二次答申（1986年）において大学全般にわたっての改革課題を提起するなかで、大学を中心とする高等教育の在り方を基本的に調査審議する機関の創設が提言され1987年9月大学審議会が設置された。10月13日に第1回の総会が開かれ、大学院大学の設置など大学院の充実、一般教育の問題、個々の大学の特色ある教育のための設置基準の改善の問題、任期制や大学の評価等を含めた活性化の問題、大学教員の国際交流を含めた国際化の問題等について自由討議が行なわれた。（その後進行する大学改革の内容がこの時点で登場していることが分かる）

これをうけて、10月29日の第2回総会で「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」諮問がなされたのである。少し長いが諮問理由として記されている文章を紹介しておこう。

（理由） 大学を中心とする我が国の高等教育は、

これまで著しい普及を遂げてきたが、近年における社会経済の変化や我が国の国際的な役割の進展等に伴い、高等教育に対する社会や国民の期待と要請は極めて大きく、かつ、多様なものとなってきている。

我が国が今後一層の発展を遂げ、国際的にも貢献をしていくためには、人材の養成と学術研究の振興を担う大学等の充実と改革を不断に推進することが重要である。また、臨時教育審議会の答申においても、大学等の充実と改革について各般の提言がなされたところである。

これらを踏まえ、大学を中心とする高等教育に関し、教育研究の高度化・個性化・多様化、組織運営の活性化を図り、社会との連携の促進、国際化の推進を行う等の諸課題について、制度改正をも含め、その具体的方策を逐次検討する必要がある。

この諮問を受けて大学審議会はまず大学院の整備充実と改革の問題を取り上げることとし、（その理由は定かでない）翌1998年3月大学院部会が設置された。この時点から1994年6月までの審議経過のあらましを設置された部会別に整理すると以下のごとくである。

☆ 大学院部会〔88年3月～

・ 答申「大学院制度の弾力化について」

88年12月

- ・ 答申「大学院の量的整備について」  
91年11月
- ☆ 大学教育部会 [88年9月～
- ・ 答申「大学教育の改善について」  
91年2月
- ・ 答申「大学設置基準等及び学位規則の改正  
について」  
91年5月
- ☆ 高等教育計画部会 [89年10月～91年9月
- ・ 答申「平成5年度以降の高等教育の計画的  
整備について」
- ☆ 組織運営部会 [91年10月～
- ・ 答申「教員採用の改善について」  
94年6月
- ・ 部会報告「組織運営部会における審議の概  
要～大学運営の円滑化について～」  
94年6月

これらの大学審議会の答申という形を通して、(注3) 文部省の大学改革政策が打ち出されたのであるが、最も大きな影響を与えたのが91年(平成3年)6月の大学設置基準の改定である。その概要は次のようなものである。

① 大学は、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。(第1章・総則)

② 大学の兼任教員数は全教員数の半数以下というそれまでの制限規定を廃止する。(第3章・教員組織)

③ 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門科目などの授業科目の区分を廃止する。

大学は、必要と認められる場合には、昼夜開講制により授業を行うことができる。(第6章・教育課程)

④ 学生の卒業要件として定められていた各科目区分ごとの最低修得単位数を廃止し、総単位数のみの規定とする。

当該大学の学生以外の者で、1又は複数の授業科目を履修するもの(科目等履修生)に対し単位を与えることができる。(第7章・卒業の要件等)

設置基準の大綱化・自由化と称される授業区分の廃止と自己点検・評価が目玉であるとも言われるこの改定は、砂地にふる雨水のごとく急速に大学に浸透していった。「教育白書・平成5年度版」によれば93年1月にはすでに国立大学ではすべての大学、公立・私立をふくめた全大学数でも四分の三ほど(402校)で自己点検・評価を検討・実施のための全学的体制が整備された。また一方のカリキュラム改革については同年4月現在で全大学の80パーセント以上にあたる437校で着手または検討中となっている。このような急速な進展はそれまでの大学をめぐる改革の嵐とはいささか質を異にするものであったと言える。

### (3) 「開かれた大学づくり」のパターン

1993年12月、文部省高等教育局は「いま大学が変わりはじめた～大学改革の進展と展望～」と題するアート紙・カラー刷りのパンフレットを発行した。その中で大学制度のどこが変わったのかとして次の5項目をあげている。

- I カリキュラム編成の自由化
- II 大学院制度の弾力化
- III 開かれた大学づくり
- IV 点検・評価システムの導入
- V 単位取得の新しい途

前にも記したように、IとIVが重要な目玉であるがここでは小論のテーマと関連するIIIについて若干の考察を加えてみたい。(IとIVについては補遺として扱おうと考えている)

言うまでもなく、開かれた大学とは社会に開かれた大学の意味である。大学が地域社会といかなる関係を持つべきかという認識はわが国の大学において古くからあったものではない。「国家の須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲシ究スルヲ目的トスル」(帝国大学令)ものとして設立された帝国大学を頂点とする戦前の我が国の大学にとっては、地域社会はほとんど無縁のものでしかなかった。転機をもたらしたのは「新制大学」の誕生であった。従来、一握りの帝国大学等によって独占されていた総合的

な大学教育の機会を開放し、すべての府県に少なくとも一つの新しい大学を創設することとして発足した新制大学は、

①教員養成

②地域の産学的要請にみあった人材育成と研究活動

③地域の福祉に資する医療・保健活動等の機能の遂行と同時に

④地域の住民の教育需要を充足し、また、

⑤それぞれの府県の文教の中心としての地位を確立することをその理念として掲げていた。しかしながら、「昭和24年という時点は、大多数の地方大学にとっては、大学としての出発点ではなく、大学への上り出すにすぎなかった」とし、「新しい国立大学の理念は、たえず動揺と不安定な状態を脱しえないで」いたとの指摘に見られるごとく、大学を地域における文教の中心地として、そこでの研究と教育をそれぞれの地域の生活や課題と結合させていくという形や実践は、ほとんど実体化しないままに過ぎたと言ってもよい。

この理念を一步進めるものとも言える動きが昭和39年（1964）7月の各国公私立大学長宛の文部省通達「大学開放の促進について」である。ここでは次のような方法で地域振興への協力活動を促進すべきであるとしている。

(イ) 地域の農林・水産・商工業等、産業各般に亘る振興計画の立案・実施に助言協力すること

(ロ) 地域における教育・文化・社会・生活の各般にわたり、その具体的活動に対し、適切な指導・助言および技術指導を与えること

(ハ) 地域における諸問題について、諸機関・諸団体への資料提供あるいは、共同調査、共同研究等による協力活動を行うこと

(ニ) 大学に付置あるいは付属する研究施設・設備等を、できるかぎり一般社会に公開し、便宜を計ること

この通達は、上記のごとき内容であったにも関わらず、実際にはこれを契機にして公開講座が活発化し、大学と地域社会の関連という公開講座をさすものという理解が一般的とも言えるほど普及してい

くこととなる。筆者らが行った調査でも、数量的データを引用するだけの厳密なものではないので省略するが、多くの市民がそのように理解していることが現われている。因みに公開講座実施大学数が1970年では36であったが、80年は259、90年は391と増加している。

公開講座のこのような進展は、教育と研究に加えて開放が大学の第三の機能として次第に定着してきたと見ることができる。しかしながら、開放のみが大学と地域社会との結びつきとすることは必ずしも正当ではない。教育と研究という大学の伝統的な二つの側面においても、地域社会との密接な関連を意識していくことが、社会の公的教育・研究機関である大学の役割であるとみなす必要がある。

大学での教育・研究の地域社会への寄与という点に関しての代表的な例としてウィスコンシン州立大学がある。ウィスコンシン州の農業は19世紀の末に酪農化するが、その過程でウィスコンシン州立大学の研究実験や農業講習会が提供した酪農技術や農業経営方法の知識がより多くの収益をもたらすという形で地域社会に貢献することが実証された。そこで、このような事例はウィスコンシン以外の地域で、また、酪農以外の分野でも見られるようになっていったこともあってウィスコンシン州立大学は地域社会と大学との協力関係のモデルと称されるに至ったのであった。

#### (4) 「開かれた大学」の2つの意味

##### —「外に向かう」から「中に入れる」へ

地域社会に開かれた大学としての役割が、教育・研究と並ぶ（或いはそこから独立した）第三の機能である開放機能として展開されてきたわけであるが、大学のいわば本体である教育・研究の側面においても開かれるという大学開放の意味を拡大する示唆が臨教審（第三次答申）から出される。

「開かれた大学」という表現は、それより先1969年4月に出た中央教育審議会答申「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」の中で初

めて登場する。この答申は当時のいわゆる大学紛争に対応するための当面の方策を打ち出す必要からつくられたという性格上、大学の管理運営に力点が置かれたため、開かれた大学とは言っても大学の管理運営に社会の声を反映させる具体的な方策が重要な課題であり、今後検討を進める必要があるとの指摘にとどまっている。

これに対して臨教審（第三次答申）は、言葉の正しい意味で、大学が社会に対して開かれることの必要性を指摘したものとも言える。関係する部分を抜き書きすれば次の如くである。すなわち、

「——大学は自主・自律の精神を堅持する一面、自らを広く社会に開放し、社会の要請を受けとめ、公共的な寄与を果たす責任を負う——」

「——生涯学習社会において大学に期待される役割は極めて大きく、公開講座、市民講座等を通じての市民への学習機会の提供、図書館、体育館等諸施設の社会的開放、学部レベル、大学院レベルの社会人の受け入れ、出版活動、新しいメディアの活用等、生涯学習への協力、関与を一層積極化することが要請される——」

「——対社会活動が大学の当然担うべき日常の機能として定着、発展していくための諸方策を推進しなければならない——」

ここで取り上げた教育・研究部分の開放については「学部レベル、大学院レベルの社会人の受け入れ」がそれにあたるわけだが、必ずしもそれが大学開放の意義を拡大・転換するものとの意識が明確にあってのものとは思われない。というのは、上記の引用文にあるように、それが公開講座や体育施設等の開放と同列に置かれているからである。そういった限界を有してはいるものの、大学が地域社会に対して密接に関わりを持ち、貢献していくことの必要性を強調したものであると見ることはさしつかえないであろう。

#### (5) 今次改革と「開かれた大学づくり」

今回の設置基準改正と「開かれた大学づくり」と

の関連を考えてみると、第一は大学の教育機能を拡大ないしは開放する方向としてとらえることができる。

具体的には、次の3項目がそれにあたる。

- ① 昼夜開講制の制度化
- ② 大学への編入学枠の設定
- ③ 科目等履修生制度の導入

このうち、昼夜開講制は臨時教育審議会答申にもりこまれていた社会人の受け入れに対応するものと言える。社会人学生が入学しやすいうようにと別枠の社会人入試が初めて行われたのは昭和54年の立教大学法学部であった。平成5年には国立25校、公立14校、私立134校で実施されるまでに拡充してきている。このかなりの部分は昼間課程とは切り離された夜間部でのものである。生産技術のハイテク化や労働時間の短縮化傾向等をベースにしたリカレント教育への期待の高まりに対応する必要から、社会人への教育機能の開放策を拡大する必要が増大し、学部レベル・大学院レベルとも昼夜開講制を本格的に実施することとなったものである。

編入学枠の設定というのは、短大等の卒業生が途中年次から入学しやすいうにする措置であり、科目等履修生制度は従来の聴講生制度であるが、正式な単位認定の対象としたものである。いずれも、大学の教育・研究への門戸を若年学生以外にも広げる効果につながるものと言えよう。

第二にあげたいのは、大学自体の地域性の強化ということである。設置基準の規則緩和・自由化によってもたらされたと言えるが、「生き残り競争」とも言われる状況のなかで、それぞれの大学が独自性・個性を発揮するための戦略として掲げられた面があるとも考えられるが、それ自体の意義・価値は認められるべきものであろう。

たとえば、福井県立大学の場合である。残留率(県内の高校から県内の大学への進学率)が全国平均より17%も下回るという実態を生んでいる背景を出発点として検討が加えられ、平成4年に開学したものである。開学にあたっての基本構想として「地域社会発展の原動力として、本県の産業の振興と文化の

発展に大きく寄与することを使命とする」がかかげられ、それをうけての三つの基本理念のうちの一つに「地域社会と連携した開かれた大学」があげられている。

環日本海経済圏を視野にいたした経済学部、県農業試験場の研究員がスタッフとして加わっている生物資源学科さらには敦賀湾に面した小浜市にキャンパスを置く海洋生物資源学科と、地域の特性と結びついた教育内容がうかがえる。

このほか、工業生産出荷額が全国第七位でありながら、理工系学部のある大学が1校しかないという所から、地元産業を支える技術者養成を必要とする産業界のニーズに応えるものとして平成3年開学した静岡理工科大学、さらには地域密着型の運営を特色とする作新学院大学などもある。

「象牙の塔」として地域とは無縁の存在として出発したわが国の大学であるが、地域に根をおろした大学としてのスタートがきられたものと言えよう。本格的な「開かれた大学」へと転換していくためには、何とんでもないが、設置者の理解ならびに市民の支えなしには成就しえるものではないであろう。

(注1) 「いま大学が変わりはじめた」～大学改革の進展と展望～ 文部省高等教育局 1993年12月

(注2) 読売新聞 1994年5月3日朝刊

(注3) 審議会が、ごく一部をのぞいて実質的には官僚のリードで進められていることは周知の事実である。この場合で言えば、大学審議会の答申が出た1カ月後に新基準が制定されていることに裏付けられていると言えよう。

(注4) 第1図は、中日サンデー版・日本の学校より作成。

[補遺] 自己点検・評価について

本小論の主題とは直接の関連は薄いですが、伏線である大学改革にとって重要な意味をもっているこの問題について若干の見解を記すこととしたい。

前に記したように、この問題は設置基準の改定時に大きく浮かびあがってきたものである。臨教審がまずこのことに触れ、それによって創設された大学審議会の実施勧告という前史をへて、設置基準に努力義務として明記されたものである。

この発想は昭和50年代から大学基準協会等で検討されていたのであるが、具体的な取り組みはほとんど無かったと言ってよい。

これも前に記したように、今回の設置基準の改定の目玉は「大綱化」と「自己点検・評価」であるが、この両者は別個のものではなく、二味一体(?)というか抱き合わせになっていると考えたほうがよい。大綱化によって規制緩和をしたので、カリキュラムの細部の一々に監視の目を行き渡らせることが困難になった文部省にかわって、大学自体にチェック・システムを作らせたというのがその本質である。

自己点検・評価は各大学の自らの意志で行われるべき努力義務とされている。(表向きは!)しかし、本当にそうであったならば、なぜ全国の大学(短大等も含めて)が、国公私の別なく、こんなにまで狂奔するのだろうか。大学基準協会等が提唱した時にはほとんど無視してきたのに、である。

その鍵は国立大学での実施率100%という姿に見いだすことができる。概算要求に影響があるからである。表面的には自己点検・評価を予算査定に使うつもりはないとしながらも、「よく整理された自己点検・評価のまとめがあれば、その大学にとって、予算要求に当たっての強力な補強材料になることが十分考えられる。これは、公私立大学が新たな学部や学科の設置を申請する際などにも、同様のことが当てはまる。」とか「自己点検・評価に取り組み、——改善に努力しているという事実そのものは、文部省が予算配分等を検討する場合に十分考慮に入れる必要があると考えている」という発言に真意を汲み取れると見るのは見当ちがいであろうか。

このように用意された路線の上を全国の大学が一

齊に走っているなかで、今年になって本学においても重い腰をあげることとなった。ワーキング・グループのスタートにあたって、この作業は文部省（大学審議会の名をかりた）の指示を承けての自己点検・評価ではなく、それ以前からまさに自発的・自主的に取り組んできた改革作業の延長線上にあるものと位置付けることを確認したことは、かならずしも明確に意識化した上でないが、上記のような認識に立ってのものであった。したがって、点検の項目も（実質的に）文部省が例として示しているものとはかなりの部分で相違したものとなっている。これから始まる本格的な段階の作業においても、単に技術的な処理の域を超えて、このことの持つ意味の重要性を重く捉えておく必要があるものと思われる。

この共同研究は、北原と古野が企画・立案した金沢市及び福井市の公民館関係者の協力により実施した調査データの分析を中心とした報告書の趣旨で執筆する予定であった。しかし諸般の事情でこのような内容に変更した。執筆にあたっては両名の討議をふまえつつも直接の執筆は古野がおこなった。したがって、すべての文責は古野にある。